

喜多方市体育施設（押切川公園レゾナック体育館・押切川公園レゾナックスポーツ広場・押切川公園レゾナック野球場・押切川公園レゾナック自由広場・ひばりヶ丘球場・市民プール）の利用申請受付及び施設運営に関する申し合わせ事項

喜多方市体育施設指定管理者
公益財団法人喜多方市体育協会

当協会は令和7年度から、喜多方市体育施設（以下「施設」とします。）の指定管理者となったことから、前指定管理者の方針等を踏襲し、施設運営を行ってまいりましたが、令和7年度の、施設管理・運営を踏まえ、円滑かつ公平・公正な施設運営を図るとともに、市民がスポーツに親しむ機会の確保及び安定的な施設管理を行うため、関連条例等に準拠した本事項を定めることといたします。

なお、施設を利用する団体及び個人は、本事項を遵守するものとし、これに違反した場合は、施設を利用できないものとしします。

記

1 減免利用の制限について

喜多方市、喜多方市教育委員会及び（公財）喜多方市体育協会が主催する事業を除き、減免での施設利用は、令和9年度より全施設を通して原則として週1回までとします。また、市民スポーツ講習会についても、同様の取扱いとします。ただし、施設の空き状況や施設を利用せざるを得ない合理的な理由がある場合はこの限りではありません。なお、本取扱いは減免の公平・公正な適用回数の在り方を整理するものであり、施設の利用回数を制限するものではありません。

※本事項の「事業」とは、実施要項等の書類により実施・開催される大会、イベント、講習会その他これらに類する催しを意味し、一般的な通常の練習、日常的な活動、自主練習等は含まれないものとしします。

【説明】

- (1)減免利用が事実上無制限に認められている現状は適切とは言えず、一定の利用回数制限を設けることが妥当であると考えられるため。
- (2)減免で予約された利用については直前のキャンセルが容易に行われるケースが少なからずあり、施設運営上の支障となっているため。
- (3)市民スポーツ講習会は、その性質上、原則として週1回程度の実施が妥当であると考えられるため。
- (4)上記(1)から(3)の状況により、他の利用団体の利用機会が失われているため。
- (5)上記(1)から(3)の状況により、施設使用料収入が見込みにくくなっているため。

2 受付の優先順位について

指定管理者（押切川公園レゾナック体育館事務室）に利用申請書等を先着順に提出した団体または個人を優先して受け付けるものとしします。

【説明】

前指定管理者から引き継いだ内容を明文化しました。

3 次回利用申請の受付について

次回以降の利用申請は、申請した利用日の最終日に、当該団体または個人の利用申請を受け付けるものとします。ただし、事業の利用申請は、別に申請できるものとします。

【説明】

練習等の通常利用における、いわゆる「3回」ルールを徹底させるため、前指定管理者から引き継いだ内容を明文化しました。

4 減免申請について

減免申請は、主催団体による申請に限り受け付けるものとし、減免の可否については指定管理者が判断するものとします。また、減免申請書には、当該主催団体の代表者名を記入のうえ公印を押印し、減免措置基準に基づく申請理由を明記するものとします。

【説明】

東北大会・県大会レベルの大会または事業に係る減免申請については、これまでは主催者ではない市内の減免対象団体が申請を行い、減免として許可されてきた経緯・実態がありますが、この申請方法は減免措置基準の拡大解釈・濫用に当たる状況であることから、減免措置基準の運用の平常化を図るため、その申請方法を整理し、明文化したものです。

5 各施設の利用について

(1) 押切川公園レゾナック体育館

ア メインアリーナにおけるバスケットボール種目の利用は、事業に限り受け付けるものとします。ただし、事業によりリングが事前に設置されている場合は、当該主催者等の承諾を得たうえで、他の利用者に貸し出すことができるものとします。

イ サブアリーナの3分の1または3分の2の利用は、卓球及びバドミントン種目に限るものとします。なお、バスケットボール種目（シュート練習・3on3・3×3を含む）、バレーボール種目及びその他の事業・種目については、全面（3分の3）利用とします。

ウ 床（フロア）、壁等を痛める恐れがある種目・利用申請については、お断りする場合があります。（事業以外のフットサル、床の養生をしない場合の長縄跳び・縄跳び等）

エ ランニングコースは、ウォーキング・ジョギング・ランニングのみの利用とします。

オ 会議室及び視聴覚室は、原則としてセットで予約・利用するものとします。なお、いずれか一方のみを利用を希望する場合は、パネルで区切るものとします。

カ 会議室及び視聴覚室の利用は、次のいずれかに該当する場合に限り、認めるものとします。

（ア） 喜多方市、喜多方市教育委員会及び（公財）喜多方市体育協会が開催する会議または実施する事業。

（イ） 団体または個人が実施するスポーツ事業に関連する会議・抽選会等。

（ウ） 団体または個人が実施するスポーツ事業に関連しない会議、打合せ等。ただし、この場合においては、減免申請は受け付けないものとします。

（エ） 会議または打合せ等以外の目的（スポーツの実施を目的とする理由を含み

ます。)による利用は、減免申請は受け付けないものとします。

キ トレーニング室及びロビーの利用は、喜多方市、喜多方市教育委員会及び(公財)喜多方市体育協会が主催する事業、またはその他の主催者が実施する事業を除き、一般的な通常の練習、日常的な活動、自主練習等は認めないものとします。

(2)押切川公園レゾナックスポーツ広場

ア 利用申請時間が重なった場合、異なる種目・事業での利用申請は受け付けないものとします。

イ 硬式野球による利用については、キャッチボール(遠投を除く)・素振り・ノックを伴わない守備練習・ランニング等に限り利用申請を受け付けるものとし、これ以外のノックによる守備練習・キャッチボール(遠投)・バッティング練習等の利用を認めないものとします。

(3)押切川公園レゾナック野球場

ソフトボール種目は、事業の場合のみ利用申請を受け付けるものとします。なお、当該事業の大会当日のウォーミングアップなどの試合前練習以外の練習(当該事業に関係する練習を含みます。)は、利用を認めないものとします。

(4)ひばりが丘球場

ア 硬式野球による事業での利用申請は、受け付けないものとします。

イ 上記(2)イと同様といたします。

(5)押切川公園レゾナック自由広場

野球競技(硬式野球・軟式野球)・ソフトボール競技による利用については、キャッチボール(遠投を除く)・素振り・ノックを伴わない守備練習・ランニング等に限り利用申請を受け付けるものとし、これ以外のノックによる守備練習・キャッチボール(遠投)・バッティング練習等を行う利用を認めないものとします。

(6)誓約書等

押切川公園レゾナックスポーツ広場、押切川公園レゾナック野球場、押切川公園レゾナック自由広場及びひばりが丘球場の利用団体及び個人は、「事前説明書・確認書」及び「誓約書」に、利用団体代表者の署名をしなければ利用できないものとします。なお、個人の場合は本人の署名を必要とし、18歳以下のみの利用の場合は、保護者の代表者の署名を必要とするものとします。

【説明】

(1)押切川公園レゾナックスポーツ広場における硬式野球の利用については、近隣住民、歩行者及び通行車両の安全確保の観点から、今後は一定の制限を設けたうえでの利用としたいと考えております。

(2)ひばりが丘球場については、これまで硬式野球の利用を一切認めておりませんでした。今後は一定の条件のもとで、制限付きの利用申請を受け付けることを検討したいと考えております。

6 利用調整会議の提出資料について

利用調整会議に提出する「利用計画書」には、主催団体を明らかにするとともに、事業名を正式名称で記載し、要項等、概要が把握できる資料(当該年度以前の資料でも可)を添付するものとします。なお、理由なく資料を添付しない場合は、受け付けしないものとします。

【説明】

事前に次年度の大会または事業の内容を正確に把握することにより、実際の利用申請時や利用時に別の大会または事業へ変更されるといった事態や、いわゆる「とりあえず予約」を防止し、公正かつ正確な事前予約の確保を図るためです。

7 事業の申請及び申請期限などについて

(1)主催団体の代表者名で申請すること。ただし、喜多方市・喜多方市教育委員会の主催事業については、所管する部局長名で申請を受け付けることといたします。

(2)事業名は、正確に記入すること。

(3)4～6月の施設利用の場合は、要項・組合せなどの詳細が分かる資料を添えて、事業実施年度の前年度3月1日以降から利用日の1か月前までに申請すること。

(4)7月以降の施設利用の場合は、要項・組合せなどの詳細が分かる資料を添えて、事業実施年度の前年度3月1日以降から利用日の2か月前までに申請すること。

※添付資料は後日の提出でも差し支えないが、速やかに必ず提出すること。

※理由及び事前連絡なく期限までに提出がない場合は、利用を受け付けないものとします。

※指定管理者から申請期限について利用団体への個別連絡は行いません。

※「利用日の1か月前」または「2か月前」とは、利用日の属する月の前月（または前々月）の同日をいうものとします。ただし、当該月に同日が存在しない場合は、その月の末日とします。また、前号に規定する期限日が休業日に当たる場合は、その直前の開館日までを申請期限とします。

【説明】

利用申請を利用日の1～2か月前までとすることにより、他の利用者の利便性を確保するとともに、利用者数の増加を図り、併せて職員配置や物品準備等を円滑に行うため、明文化したものです。また、減免団体による直前のキャンセルを少しでも抑制することを目的としています。

8 提出された資料に不正があった場合について

前記6及び7により提出された資料に不正があると指定管理者が判断した場合は、次のとおり取り扱います。

(1)当該事業に係る利用調整会議での事前予約を取り消します。

(2)利用申込書、使用許可申請書及び減免申請書を受け付けません。

(3)下記11のとおり取り扱います。

【説明】

大会または事業の要項等を偽造または改ざんして減免を受けようとする行為を防止するために必要な項目であると考えております。

9 利用制限について

天候不良、災害、喜多方市、喜多方市教育委員会などの行政機関または裁判所若しくは警察等からの指示・命令、施設の不具合その他やむを得ない事由により、指定管理者が施設の利用が困難または危険であると判断した場合には、施設の利用の全部または一部を中止し、または制限することができるものとします。この場合における利用料金の

取扱いについては、指定管理者が判断するものとします。

【説明】

本項目については、万が一の事態を考慮し、明文化したうえで、利用者に対し事前に周知を図ることが重要であると考えております。

1 0 利用条件違反等（違反要件）

都市公園条例第4条に違反し、または第11条第5項に該当すると指定管理者が認めた場合、もしくは次の各号のいずれかに該当すると指定管理者が認めた場合は、本事項に定める利用条件に違反したものとします。

- (1)利用者が、虚偽の内容により利用申請を行ったとき。
- (2)利用者が、申請内容と異なる利用を行ったとき。
- (3)利用者が、利用の権利を第三者に譲渡し、または名義を貸与したとき。
- (4)利用者が、本事項、関係法令または施設の管理運営上必要な指示を遵守しなかったとき。
- (5)利用者の行為により、安全かつ適正な施設利用が確保されていないと指定管理者が判断したとき。
- (6)利用者が、次のいずれかに該当するとき。
 - ア 施設の設備または備品等を故意または過失により損壊し、施設の管理運営または他の利用者の安全に支障を及ぼし、またはそのおそれがあるとき。
 - イ 前記損壊について、当該事実を直ちに指定管理者に報告しなかったとき
- (7)その他、指定管理者が施設の適正な管理運営に支障があると判断したとき。

【説明】

本項目については、実質的に「第三者へ利用の権利を譲渡している」と認められる事例が少なからず見受けられることから、不正行為の防止及び他の利用者の利用機会・権利を確保するうえで、必要かつ妥当な内容であると考えております。このため、本項目を明文化したうえで、利用者に対し事前に周知を図るものです。

1 1 利用条件違反に対する措置

前条の規定により利用条件に違反したと指定管理者が認めた場合は、当該行為の内容、程度、影響の範囲及び過去の利用状況等を総合的に勘案し、合理的かつ相当と認められる範囲において、都市公園条例第16条に基づき、指定管理者は、次に掲げる措置の全部または一部を即刻講ずることができるものとします。

なお、本項の規定により利用許可を取り消し、または無効とした場合において、利用者に損害が生じた場合であっても、指定管理者はその責めを一切負わないものとします。

- (1)当該利用の中止または退場の命令
- (2)利用許可の取消しまたは無効

【説明】

本項目を設けることで指定管理者が、不正行為の防止及び他の利用者の利用機会・権利を確保し、抑止力の向上や現状の改善が図られることから、必要かつ妥当な内容であると考えております。

1 2 損害賠償等について

利用者（団体または個人）は、施設、設備または備品等を損傷し、または滅失した場合は、喜多方市都市公園運動施設の管理に関する規則第7条の規定に基づき、教育委員会の裁定する損害を賠償しなければなりません。

損傷等が生じたときは、指定管理者の指示に従い現状に復するとともに指定管理者の点検を受けたうえで施設等を引き渡すものとします。

なお、損害には原状回復に要する費用のほか、施設の利用停止等により生じた損害その他一切を含むものとします。

【説明】

施設・設備・備品を安全で良好な状態に保ち、すべての利用者が安心して利用できる環境を維持することが大切ですが、万が一、利用中に施設や備品を損傷したり、使えなくしてしまった場合には、速やかな確認と原状回復が必要となりますので、損傷等が発生した場合の対応方法や責任の範囲をあらかじめ明確にし、原状回復に要する費用や、利用停止などによって生じる損害について適切に対応することを定めています。本項目は、壊した人にペナルティを与えるためというより、公共の財産を守り、次の利用者が困らないようにスムーズに元通りにし、利用者の皆さまに安心・安全に施設をご利用いただくために必要な項目です。

1.3 雑則

(1)利用申込書、使用許可申請書及び減免申請書の受付は、次のとおりとします。

ア 12月29日～1月3日を除く期間

イ 休業日以外は、午前9時～午後7時30分、休業日は、午前9時～午後4時45分。

※休業日：原則として毎週月曜日。月曜日が祝日の場合は、その日の翌日以後の最初に到来する休日ではない日。

ウ 屋外施設の申請については、利用希望日の4日前までに提出するものとする。

※「4日前」とは、利用希望日を含まず、その前日から起算して4日目をいう。

(2)利用者（団体）は、利用前と利用後に管理者に一声かけてください。

(3)『節電』『節水』などにご協力をお願いいたします。

(4)施設の照明は、利用時間のおよそ5分前に点灯します。

(5)利用申込書または使用許可申請書の「利用時間」は、準備及び後片付けを含んだ時間とします。

(6)電話での受付及び仮予約はできません。

(7)利用申込書及び使用許可申請書は、指定管理者が認める場合に限り、電子メール、郵送またはFAXによる提出でも受け付けるものとします。ただし、減免申請書については、電子メール（PDF）または郵送による提出のみ受け付けるものとし、FAXによる提出は認めないものとします。なお、この場合における提出期限は、電子メールについては指定管理者が受信した日時、郵送及びFAXについては指定管理者に到達した日を基準とします。

(8)スポーツ少年団（単位団）が施設を利用する場合は、指導者、保護者または成人の団員が同伴しない場合には、当該施設を利用することはできないものとします。

(9)喜多方市体育施設条例施行規則第5条第2号第3号の規定により、中学生以下の夜間利用で保護者等の監護がないとき、または中学生以下の団体利用で高校生以上の指導

者1人以上を置かないときは、当該施設を利用することはできないものとします。

(10)利用者の理由による利用時間の変更は、同一利用日における利用時間の変更に限り認めるものとし、別日への利用日の変更は認めないものとします。

【説明】

本項目は、施設を安全かつ円滑に運営し、すべての利用者の皆さまに公平で快適・安全かつスムーズに施設をご利用いただくために定めるものです。これらの規定は、利用者の皆さまの利用の制限や不便をおかけすることを目的としたものではなく、公共施設を適切に維持し、次に利用される方も含め、すべての方が安心・安全に施設を利用できるようにするために必要な項目です。

1 4 本事項の変更及び定めのない事項について

本事項に定めのない事項、本事項の解釈に疑義が生じた事項、または本事項の内容の変更を要する場合は、関係団体及び関係者と協議のうえ、指定管理者の判断により決定し、必要に応じて随時変更することができるものとします。

【説明】

これまでのルールでは想定できなかった新しいケースが生じた場合、皆様の安全や利便性を守るために、迅速かつ新たな対応が求められます。

このような場合に、関係団体や関係者と誠実に協議を行ったうえで判断し、必要に応じて内容を見直すなど、公平性と実情に即した運用を行い、最適な解決策をスピーディに決定するために定めたものであり、本項目は、指定管理者が一方的に運用を変更するためのものではなく、利用者の安全確保や利便性の向上、施設の適正な管理を目的として、柔軟で現実的な対応を可能にするための項目です。

附 則

本事項は令和8年4月1日から施行します。

都市公園条例第4条

(行為の禁止)

第4条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、第6条第1項又は第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土石類の採取その他の土地の形質の変更をすること。
- (4) 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。
- (6) 指定された立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れること。
- (8) 都市公園をその用途外に利用すること。

都市公園条例第11条第5項

(運動施設等)

第11条 有料公園施設及び運動の用に供する施設で別表第2に掲げるもの(以下「運動施設等」という。)の休日は、別表第3のとおりとする。ただし、市長は、運動施設等の整備又は修繕をするときその他その管理を行うに当たり必要と認めるときは、これを変更することができる。

- 2 運動施設等の供用時間は、別表第3のとおりとする。ただし、市長が供用時間でない時間帯における運動施設等の利用に係る次項の許可をすることを妨げない。
- 3 運動施設等を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、第2条第1項の許可を受けた場合は、この限りでない。
- 4 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。
- 5 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第3項の許可をしてはならない。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
 - (2) 運動施設等の施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、運動施設等の管理上支障があると認めるとき。

都市公園条例第16条

(監督処分)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この条例によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為を中止し、都市公園を原状に回復し、若しくは都市公園から退去することを命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
 - (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
 - (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可

を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の使用に著しい支障が生じた場合
- (3) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

喜多方市都市公園運動施設の管理に関する規則第7条

(損害賠償)

第7条 利用者が施設等を損傷し、又は滅失したときは、何人の行為であっても教育委員会の裁定する損害を賠償しなければならない。

喜多方市体育施設条例施行規則第5条第2号第3号

(利用の許可の制限)

第5条 教育委員会は、次に掲げる利用の場合は、原則として利用を許可してはならない。

- (1) 休館日及び夜間の個人利用で、利用者がおおむね10人に満たないとき。
- (2) 中学生以下の夜間利用で、保護者等の監護がないとき。
- (3) 中学生以下の団体利用で、高校生以上の指導者1人以上を置かないとき。

喜多方市体育施設等使用料減免措置基準

1 対象施設

旧喜多方	押切川公園体育館、押切川公園スポーツ広場、押切川公園野球場、勤労青少年体育センター、市民プール、ひばりが丘球場、武道館（柔道場、剣道場、弓道場）
熱塩加納	熱塩加納体育館、熱塩加納運動場多目的広場、熱塩加納運動場野球場、熱塩加納運動場テニスコート
塩川	塩川体育館、堂島屋内運動場
山都	山都体育館、山都テニス・バレーコート
高郷	高郷体育館、高郷運動広場、高郷運動広場テニスコート、西羽賀体育館

2 全額免除

- (1) 喜多方市及び喜多方市教育委員会が主催する事業
- (2) 耶麻地区中学校体育連盟が主催する事業
- (3) 会津地区中学校体育連盟が主催する事業
- (4) 公益財団法人喜多方市体育協会が主催する事業
- (5) 公益財団法人喜多方市体育協会に加盟する各競技団体の大会等
- (6) 各町体育協会が主催する大会等
- (7) 喜多方市スポーツ少年団本部及び単位団が活動する事業
- (8) 喜多方市内の総合型地域スポーツクラブが主催する事業
- (9) 喜多方市内の私立幼稚園・こども園が教育目的として行う事業
- (10) 喜多方市内の中学校及び高等学校のクラブ活動（中学校部活動の地域クラブ活動を含む。）
- (11) 喜多方市内の小・中・高等学校が教育を目的として行う事業
- (12) 耶麻地区高等学校各競技連盟主催の大会等
- (13) 会津地区高等学校体育連盟主催の大会等
- (14) 会津地区高等学校各競技連盟主催の大会等
- (15) 社会教育関係団体が主催する大会等
- (16) 市町村、県及び国から補助金等の支援を受けて実施する事業
- (17) 障がい者個人の使用又は障がい者が半数以上の団体使用
- (18) 75歳以上の個人の使用又は75歳以上の者が半数以上の団体使用
- (19) 国又は地方公共団体が、市民の福祉の向上のため実施する事業
- (20) 市長又は教育委員会がその他特に必要があると認めるとき。

3 2分の1減額

- (1) 喜多方市・喜多方市教育委員会が共催する事業
- (2) 学校教育法に規定されている市内の専修学校が行う授業及び行事
- (3) 65歳以上75歳未満の個人の使用又は65歳以上75歳未満の者が半数以上の団体使用
- (4) 市長又は教育委員会がその他特に必要があると認めるとき。

4 その他の基準

- (1) 観覧料を徴収する場合は、原則として減免を認めないものとする。ただし、高等学校体育連盟、同競技連盟等が主催する大会については、入場者数を考慮しその都度協議する。
- (2) 冠大会等は、原則として減免を認めないものとする。
- (3) 大会等に準備は含むが、練習は含まないものとする。
- (4) 附帯設備は、シャワー室及び体育館アリーナ冷暖房とし、2(1)(11)(19)の場合は使用料の全額を免除することができる。

※ 市及び教育委員会の後援は減免の対象となりません。（他の減免基準に該当している場合を除く。）